

令和2年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

付託議案審査

- 1 議案第132号「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」……………1頁
- 2 議案第136号「財産の取得について」……………5頁

所管事項調査

- 1 「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答……………7頁
- 2 令和2年中の犯罪情勢……………8頁
- 3 令和2年中の交通事故情勢……………9頁
- 4 科学捜査の高度化への対応……………10頁
- 5 警察施設の建替整備による機能強化……………11頁

令和2年10月

警察本部

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」の概要

1 改正の趣旨

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（通称「迷惑防止条例」）は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、県民及び県内滞在者の平穏な生活を保持することを目的に、昭和38年に制定されました。

その後、時代の変化に即して、5回の改正が行われてきました。今回の改正では、最近、小型・高性能のデジタルカメラやスマートフォンの普及に伴い、学校、オフィス等における裸や下着の盗撮が大きな問題となっていることから、それらを禁止し、処罰するなど、以下に記載のとおり、卑わいな行為の禁止に関する規定を整備しようとするものです。

2 改正のポイント

(1) 痴漢行為の規制の強化（注1）

	現行	改正案
痴漢行為	道路や公園、駅、電車等の公共の場所又は乗物においてのみ規制・処罰 (注2)(注3)	特定の者だけが利用できる学校、オフィス、タクシー等（＝非公共的な空間）についても規制・処罰

注1：「痴漢行為」とは、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、人の身体に、直接又は衣服その他の身に着ける物の上から触れることをいいます。

注2：「公共の」とは、不特定かつ多数の者が利用可能な空間であると解されています。

注3：刑法の強制わいせつ罪等に当たるとされた場合は処罰されます。

(2) 裸や下着の覗き見行為・盗撮行為の規制の強化（注4）

	現行	改正案
覗き見行為	道路や公園、駅、電車等の公共の場所又は乗物においてのみ規制・処罰 (注5)	特定の者だけが利用する学校、オフィス、住宅等（＝非公共的な空間）での着替え、入浴、トイレ等についても規制・処罰
盗撮行為	上記に加えて、公共の空間に設置されたトイレ、更衣室、試着室等も規制・処罰（学校、オフィス等のトイレ等は非処罰）	上記に加えて、盗撮の準備行為（カメラを人に向けたり設置したりすること）も規制・処罰

注4：「裸や下着の覗き見行為」とは、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている人の身体又は下着を覗き見たり、裸又は下着姿でいる入浴中や着替え中、トイレ中の姿態を覗き見たりすることをいいます。

注5：軽犯罪法の覗き見禁止規定等に違反するとされない限り、処罰されません。また、軽犯罪法の罰則は拘留又は科料とされ、条例よりかなり軽いものです。

(3) 罰則の引上げ

痴漢行為（身体接触があり、迷惑性が特に強い。）と、裸や下着の盗撮行為（記録が残り、インターネット上で拡散される危険性がある。）の罰則を、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金から、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げます。

3 施行予定日

令和3年1月1日

議案第百三十二号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年九月十七日

三重県知事 鈴木英敬

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(粗野、乱暴又は卑わいな行為の禁止)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく差恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 人の身体に、直接又は衣服その他の身につける物の上から触れること。</p> <p>二 通常衣服で隠されている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくはその目的で撮影機器を人に向け、若しくは設置すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(景品買行為等の禁止)</p> <p>第五条 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法</p>	<p>(粗野、乱暴又は卑わいな行為の禁止)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 人の身体に、直接又は衣服その他の身につける物（以下この条において「衣服等」という。）の上から触れること。</p> <p>二 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</p> <p>3 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影してはならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(景品買行為等の禁止)</p> <p>第五条 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法</p>

【第132号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案】

<p>律第百二十二号) 第二条第一項第四号の営業(まあじやん屋を除く。以下この条において「ぱちんこ屋等」という。)に係る営業所又はその付近において、ぱちんこ屋等の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとい、物品を買い、又は買おうとしてはならない。</p>	<p>2 (略) (罰則)</p>
<p>第十五条 第二条第二項第一号の規定に違反した者又は同項第二号の規定に違反して撮影した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十五条</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>一 第二条第二項第二号又は第三号の規定に違反した者(前項に該当する者を除く。)</p>	<p>一 第二条第二項又は第三項の規定に違反した者</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>一 第二条第一項、第三項又は第四項の規定に違反した者</p>	<p>一 第二条第一項、第四項又は第五項の規定に違反した者</p>
<p>二 九 (略)</p>	<p>二 九 (略)</p>
<p>5 6 (略)</p>	<p>4 5 (略)</p>
<p>7 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>7 常習として第一項又は第二項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>8 常習として第二項又は第三項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>6 常習として第一項又は第二項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>9 常習として第四項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>7 常習として第三項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

<p>律第百二十二号) 第二十三条第一項の営業(以下この条において「ぱちんこ屋等」という。)に係る営業所又はその付近において、ぱちんこ屋等の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとい、物品を買い、又は買おうとしてはならない。</p>	<p>2 (略) (罰則)</p>
<p>第十五条</p>	<p>第十五条</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>一 第二条第二項又は第三項の規定に違反した者</p>	<p>一 第二条第二項又は第三項の規定に違反した者</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>一 第二条第一項、第四項又は第五項の規定に違反した者</p>	<p>一 第二条第一項、第四項又は第五項の規定に違反した者</p>
<p>二 九 (略)</p>	<p>二 九 (略)</p>
<p>4 5 (略)</p>	<p>4 5 (略)</p>
<p>7 常習として第一項又は第二項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>7 常習として第一項又は第二項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>6 常習として第一項又は第二項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>6 常習として第一項又は第二項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>7 常習として第三項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>7 常習として第三項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

提案理由

社会情勢の変化に鑑み、卑わいな行為に係る規制を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第136号 財産の取得について				
契約の名称		I P R形警察移動無線通信システムの無線機等（移動用無線機、オートバイ用無線機）の購入		
履行の場所		警察本部通信指令課		
契約の金額		209,548,460円		
契約の相手方の住所及び氏名		愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 三菱電機株式会社中部支社 支社長 中竹 春美		
契約締結年月日		令和2年8月5日		
契約期間		令和2年8月5日から令和3年3月25日まで		
<p>契約内容</p> <p>老朽化している移動用無線機等を更新、整備し、通信機能の向上、セキュリティの強化を図る。</p> <p>購入機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I P R形移動用無線機 241式 ・ 充電器（移動用無線機携帯仕様用） 30式 ・ I P R形オートバイ用無線機 21式 				
契約の方法		一般競争入札		
入札方法	年月日	令和2年7月6日	価 格	最低 190,498,600 円
	業者数	1者		最高 190,498,600 円
	回数	1回	摘 要	

案件名：IPR形警察移動無線通信システムの無線機等(移動用無線機、オートバイ用無線機)の購入

	入札参加業者名	入札価格・見積価格						備考		
		第1回 (令和2年7月6日)	順位	第2回	順位	第3回	順位		見積合わせ	順位
1	三菱電機株式会社中部支社	190,498,600	1							落札

*入札価格・見積価格は、消費税及び地方消費税抜き額

「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

第2編(第三次行動計画の評価)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
141	犯罪に強いまちづくり	警察本部	「子ども安全・安心の店」認定事業所については、子どもが危険を感じた時に駆け込める場所であることが認知されるよう子どもへの周知啓発に努められたい。	学校を通じて生徒や保護者にあまねく周知します。その上で重ねて、警察が行う防犯教室等の機会に子どもたちに伝えます。県警サイトや県のM-G I S等を活用し、場所が分かるようにします。

令和2年中の犯罪情勢（8月末までの暫定値）

- 刑法犯認知件数は、昨年までの長期的な減少傾向が本年も続いています。特に自転車盗が537件減少したことが目立っています。
- 殺人等の「重要犯罪」とされるカテゴリーの犯罪の検挙率は、高水準を維持しています。
- 特殊詐欺の被害総額は、表中にはありませんが約2億4,270万円に達し、前年同期より約1億4,550万円増加しています。
- 暴力団犯罪の検挙件数、検挙人員ともに減少しています。他方で暴力団勢力は減少傾向にあり、平成30年末は22団体、構成員、準構成員数350人であったものが、令和元年末には21団体、300人になっています。
- 来日外国人犯罪の検挙人員のうち、ブラジル人が18人（21.2%）、ベトナム人が19人（22.4%）、フィリピン人が11人（12.9%）となっており、これらで全体の5割を超えています。

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
		増減		増減		増減		増減
刑法犯	5,703件	-1,031	2,182件	-179	1,126人	-122	38.3%	+3.2
重要犯罪	49件	-1	44件	+1	39人	-5	89.8%	+3.8
重要窃盗犯	749件	-38	424件	-123	50人	-15	56.6%	-12.9
特殊詐欺	87件	+29	60件	+46	15人	+7		
暴力団犯罪			121件	-81	69人	-25		
薬物事犯			119件	+23	71人	+13		
来日外国人犯罪			141件	+41	85人	+4		

※「重要犯罪」とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

※「重要窃盗犯」とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びびすりをいう。

※「特殊詐欺」とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、金融商品詐欺、ギャンプル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗をいう。（令和2年1月1日から定義変更）

※「薬物事犯」とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯及び危険ドラッグ事犯をいう。

※「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

令和2年中の交通事故情勢（8月末までの暫定値）

○当県の交通事故情勢は、全国と同様に、人身事故件数・死者数共に長期的に見て大幅な減少傾向にあります。そうした中で、本年中は、次表のとおり、8月末現在、死者数は前年対比で2人増加という状況にあります。年当初に死亡事故が多発したことが影響したものです。

区 分	令和2年8月末	前年同期	増 減	増減率
人身事故件数	1, 965	2, 461	-496	-20.2%
死亡事故件数	48	46	+2	+4.3%
死傷者数	2, 525	3, 201	-676	-21.1%
死 者 数	49	47	+2	+4.3%
負 傷 者 数	2, 476	3, 154	-678	-21.5%

○本年中に発生した死亡事故48件49人の内訳を見ると、次表のとおり、①人対車両の事故が多い、②歩行中の死者が多い、③高齢者の死者が多いという傾向が認められます。この傾向は昨年までと同様であり、今後も、日が短くなっていくことに留意しつつ、歩行者保護を中心とした従来の対策を一層推進していくことが求められているものと言えます。

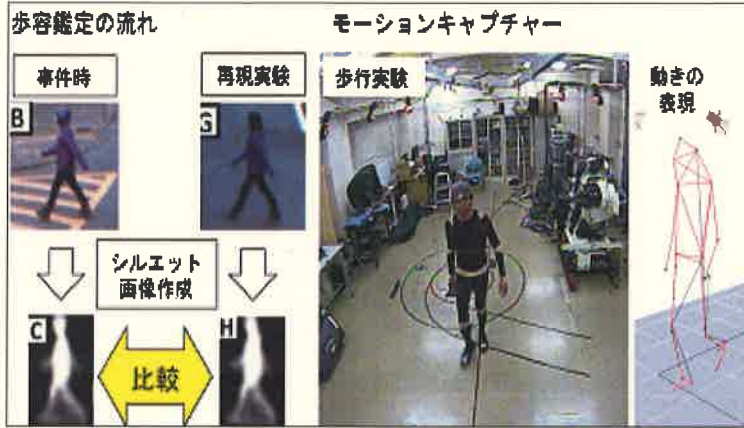
区 分	本 年	前年同期比	備 考	
類 型 別 (計48件中)	人対車両	17件	+8件	
	車両相互	15件	-6件	
	車両単独	16件	+2件	
	その他(列車)	0件	-2件	
当 事 者 別 (計49人中)	自動車乗車中	18人	-2人	
	二輪車乗車中	9人	-2人	
	自転車乗用中	4人	±0人	
	歩行中	18人	+6人	うち高齢者13人
	道路横断中	12人	+6人	
その他	6人	±0人		
年 齢 層 別 (計49人中)	19歳以下	1人	±0人	
	20歳～64歳	22人	+3人	
	65歳以上	26人	-1人	
	65～69歳	6人	+2人	
	70～74歳	3人	-2人	
	75歳以上	17人	-1人	

科学捜査の高度化への対応

○最近の刑事司法手続における客観証拠重視の流れ、様々な新しい技術やサービスを活用した犯罪の悪質巧妙化、科学技術の益々の発展等により、科学技術の捜査への活用が検挙率向上の鍵となっています。

○最近注目されている鑑定技術として、例えば次のようなものがあり、当県警でも研究の動向を注視しています。

【歩容鑑定】



【三次元顔画像鑑定】



○当県警の科学捜査の中心組織は、警察本部刑事部に置かれた科学捜査研究所（定員21人）です。右表のような鑑定を所内各科が分担して行っています。鑑定官は、関係機関や学識経験者、他県警察等と連携しながら、新手法の研究も行っています。

【科学捜査研究所の組織】

物理科	防犯カメラ画像鑑定 交通事故の衝突速度鑑定等
化学科	薬物鑑定、塗膜鑑定等
法医科	血液や体液のDNA型鑑定等
人文科	ポリグラフ検査、筆跡鑑定等

○警察本部庁舎の4階に置かれた科学捜査研究所（719㎡）は、機材の増加、鑑定官の増員等の事情から、スペースの不足に悩んでおり、新たな鑑定手法の導入や装置の増配の問題に加え、空調や排気設備の老朽化の問題が生じています。装置の多くは国費で整備されていますが、その数は、過去30年で2.8倍になっています。他県では科学捜査の重要性を先取りし、新しい施設の整備が進んでいます。



（大分県警察本部鑑識科学センター）

警察施設の建替整備等による機能強化

1 警察署

- 老朽化した大台署を令和2年度から5か年で建替えを進めます。仮に廃止すれば、松阪署、尾鷲署の間の距離が100km近くになってしまうことから、存続を決定したものです。
- 令和2年度は、土地利用、建築計画等の調査を行うための経費が851万円認められており、8月、受注業者が決定し、今後、年度内に基本構想の策定等を進める予定です。
- 人口減少社会における小規模署のあり方のモデルとなるものと考えており、現時点、宿舍併設による有事即応体制の強化、来庁者に配慮したバリアフリー化・プライバシー性向上、ICT活用や他施設共用による施設規模のコンパクト化、県産木材による温かみの創出等を考えています。
- 令和3年度は、地質調査、設計業務の予算を要求します。平行して、老朽化が進んでいる尾鷲署、桑名署等の建替整備計画を検討していきます。



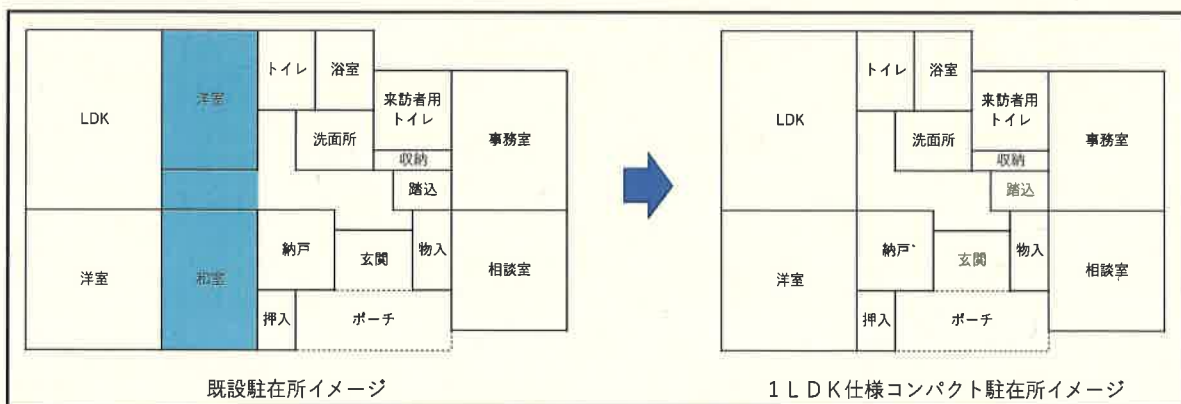
2 交番・駐在所

○令和2年4月時点、199の交番・駐在所のうち、耐用年数を経過しているものは82施設あります。令和2年度中に、特に老朽化が進み、耐震性等の問題もある9施設の建替え、1施設のリフォームを行い、年度内に作業を終えます（右表のとおり）。

	駐在所名	所属
建替 (9)	治田（はった）	いなべ
	梅戸井（うめどい）	〃
	川島（かわしま）	四南
	加佐登（かさど）	鈴鹿
	東黒部（ひがしくろべ）	松阪
	大石（おいし）	〃
	安乗（あのり）	鳥羽
	金山（かなやま）	熊野
	赤目（あかめ）	名張
リフォーム	神戸（かんべ）	津



○これにより、セキュリティの強化や来訪住民のプライバシーの確保、快適性の向上、バリアフリー化、居住家族の暮らしやすさの向上が図られます。他方、独身者・単身者の配置が多い現状を踏まえ、居住スペースを縮小した1LDK仕様のコンパクト駐在所を導入し、費用の縮減、狭小敷地での建替実現を図ります。



○今後、将来人口の増減や警察署から遠い地域の利便性の確保等を考慮しつつ、老朽化の進展に合わせた整備計画を検討していきます。治安情勢を見据え、人口増加地域における交番・駐在所の分割、駐在所の交番への転換、人員や施設の配置のあり方の見直し、警察本部のパトロール機能の強化等を図ります。